

紀の川市就職活動支援補助金交付要綱

令和5年5月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地元就職への促進を図るため、若年層のU I Jターン希望者が市内企業との就職活動に要する交通費等に対して、予算の範囲内で紀の川市就職活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、紀の川市補助金等交付規則（平成17年紀の川市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) U I Jターン 本市へのUターン、Iターン及びJターンの総称をいう。
- (2) 市内企業 官公庁等の公的機関を除く市内に事業所を有する事業者、又は開業する見込みのある法人又は、個人事業者をいう。
- (3) 就職活動 市内企業が市内で実施する採用試験・面接を受検すること、若しくは市内企業のインターンシップに参加すること、市内企業が出席する和歌山県内で開催される企業説明会に参加することをいう。
- (4) 就職活動地 市内企業が、U I Jターン希望者と和歌山県内において就職活動を実施する場所をいう。
- (5) 居住地 U I Jターン希望者が生活を営んでいる本拠地をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内企業への就職活動を実施し、かつ、和歌山県外に申請時居住している高校生、大学生、大学院生、短大生、専門学校生、職業能力開発校生等の新規卒業生又は卒業見込み者のU I Jターン希望者であり、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 就職活動先の市内企業が政治活動又は宗教活動を目的としたものではないこと。
- (2) 市の公式LINEアカウントへ登録している者、又は登録の意思がある者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していない者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行っていない者

(対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、市内企業への就職を目的として、当該市内企業への就職活動に当たり、U I Jターン希望者の居住地から就職活動地との往復及びそれに伴う宿泊に要した経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

ただし、就職活動に関係が認められない経由地への交通料金及び宿泊費は補助対象外とする。

- (1) 公共交通料金（鉄道運賃、航空運賃、船舶運賃、高速バス運賃及び路線バス運賃等）
- (2) 宿泊費（市内宿泊施設において最大2泊まで1泊につき7,000円以内）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の対象経費に2分の1を乗じた額とし、1申請当たり2万円を上限とする。ただし、当該補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の申請回数等)

第6条 補助金の申請は、同一年度内に2回を限度とする。

(交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、就職活動実施日から起算して10日以前に、紀の川市就職活動支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（1）居住地の確認ができる公的機関が発行した証明書（マイナンバーカード、運転免許書等）の写し又は公共料金（電気、ガス、水道その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の領収書の写し、契約書（賃貸借契約書等）の写し

（2）卒業証書又は卒業証明書、学生証、在学証明書など新規卒業生若しくは卒業見込み者であることを証する書類の写し

（申請期間）

第8条 補助金の申請期間は、毎年度5月1日から翌年の3月20日までとする。

（交付の決定）

第9条 市長は、交付申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、紀の川市就職活動支援補助金交付決定通知書（様式第2号）又は紀の川市就職活動支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）に対し条件を付することができるものとする。

（申請内容の変更及び取消し）

第10条 補助決定者は、申請の内容に変更が生じたときは、紀の川市就職活動支援補助金交付変更申請書（様式第4号）に変更内容が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、紀の川市就職活動支援補助金変更承認通知書（様式第5号）又は紀の川市就職活動支援補助金変更不承認通知書（様式第6号）により、当該補助決定者に通知するものとする。

（実績の報告）

第11条 補助決定者は、補助金に係る事業が完了したときは、速やかに紀の川市就職活動支援補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（1）紀の川市就職活動支援補助金交付申請に係る就職活動実施証明書（第8号様式）

（2）第4条の対象経費に係る領収書の写し又は支払いを証明できるもの

（補助金の請求及び交付）

第12条 補助決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、紀の川市就職活動支援補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助決定者がこの要綱に違反したときは補助金の交付の決定を取り消し、既に補助金を交付しているときは、その返還を命ずることができる。

（申請内容の情報提供）

第14条 市長は公益上特に必要があると認めるときは、国、和歌山県及び市の関係課等に対し、個人情報を含む申請内容の情報を提供することができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。